



海老名市告示第 125 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号以下「規則」という。）第 63 条の 2 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び規則第 63 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 22 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の指定を受けた者

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|--------------------|---------------------------------------|
| B A B Y J O B 株式会社 | 大阪府大阪市淀川区西中島 6 丁目 7 番 8 号 大昭ビル 7 階 |

2 指定納付受託者に指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで